ハーバーマス・ロールズ論争の出発

― 合意論の可能性 ―

五十嵐　沙千子

一　問題の所在

現代という時代、なおも価値をめぐる議論は可能なのだろうか。

ポストモデルネという歴史的状況の中で見れば、この現代の価値的議論はモデルネの帰結としてもたらされた価値的多元主義という前提の下にあるといえる。神や超越的心理といった従来のすべての権威は、モデルネのすすめる合理化によって解体されてしまった。もはやポストモデルネとしての現代は、こうした唯一絶対の権威を持たない。現代は、どんな問題でもそれに照らして正否を決定できる絶対的な正当性基準を失っているのである。現代を、超越的心理がその絶対的身分を喪失した時代、つまり、神なき「美徳なき」（マッキンタイアー）時代とみる見方は、ポストモデルネの思想家たちに共通のものである。すでにここでは価値や心理は多元的に並列していて、一つの真理を絶対化することも、そこから他の価値を序列化することもできないし、また、する根拠もない。「真理」なるものは相対的なものでしかないと慎ましく告白するにいたっている。つまり、このポストモデルネが直面する多元主義は、言い換えれば、まさに相対主義的多元主義に他ならないのである。

こうして、ポストモデルネは相対的でしかない一つの価値・真理の傲慢な普遍化強制を脱したのだが、この反面、現代は、異なる個人、異なる共同体、異なる民族の間の紛争を解決する万能の調停者を持たないという切迫した問題を抱えることになってしまった。異なる存在の間の紛争は、言い換えれば異なる価値・真理間の相克でもある。多様な価値・真理の間の争いは、かつてのような絶対的な、超越的・絶対的真理という上位の裁定者なきままに、一挙に暴力や経済力といった生々しい力

による解決に委ねられることとなってしまったのである。もはや、ここでは価値的議論をするということ自体が無力な（むしろ無意味な）ものでしかないように見えさえする。

こうした多元主義というポストモデルネの条件を我々は免れることはできない。しかしこの多元主義のもつ相対主義的傾向が必ずしも相互に無干渉な平和的共存をもたらすのではなく、むしろ直截な力による覇権争いという結果を招きがちなものだということから我々は目を背けるべきではあるまい。そしてこうした相対主義的傾向が、実は多元的帰結をではなく、力による一つの価値の強制的支配をもたらすものであるということに盲目であることも我々にはできない。しかし、いったいこの力による解決を拒めるような、つまり、異存在間の共生を可能にするような価値的議論はあるのだろうか。こうした現代において、なお可能な価値的議論とは、いったいいかなるものなのだろうか。少なくともすでにこれまでモデルネが試みてきた科学主義や相対主義のような、分散化し相対化する方向で閉塞していく議論ではなく、実際に何らかの（できれば「普遍的」な―少なくとも異存在間で共有されうる）価値的定立を可能とする理論はあるのだろうか。

私見によれば、こうした問題の射程にもっとも近く、同時に最も実りあるものと思われるのが、合意論の立場である。ごく簡単に言えば、合意論とは、真理であることの基準を合意に求める、真理論のひとつの立場である。ここでは、言明は、当事者すべての合意が成立するとき真理である。当然、この合意論も、ポストモデルネの論として、価値・真理は多元的であるという前提に立つ。そして「客観的」で「超越的」な、当事者にとって外在的な真理の絶対性に依存する正当化は退ける。つまり、合意論においても、真理は、一度、かつての客観的で絶対的な真理（この客観性・絶対性を与えるのが神であれ科学であれ）という身分から、当の個人ないし共同体にとっての「主観的」で相対的な、つまり多元的な真理という身分へと引き下げられている。しかし、それだけではない。興味深いのは、それと同時に、当事者間の、つまり異なる価値・真理間に立つ異存在間の合意のみを正当性の基準とすることによって、当事者の合意なしには真理は真理たりえないという立場決定がなされる点である。つまり、「真理」は、単に各自のものである（相対的である）というだけでは正当化されず、同時に当事者間で共通に受け入れられなければ「真理」とはならないというのである。合意論はまさに、かく真理を相互主観的なものとすることによって、モデルネのもたらした真理の完全な相対主義化を脱しようとする。ここに私は、ポストモデルネの隘路を抜け出す合意論の可能性を見る。

そして、この論のスタンスを解明する上で非常に興味深いのが、一昨年来始められたハーバーマスとロールズの論争である[1]。現代の米・独思想界の二大巨人であるだけでなく、合意論の二大主柱でもあるこの両者は、予てから意識しあい、また互いについて散発的にではあれ論じてきたが、これがこの度、論争という形で結実しようとしているのである。この論争自体はまだ

必ずしもその全体像を明らかにしているわけではない。また合意論が表だったテーマとされているわけでもない。しかし、私は合意論の土俵でこの論争を取り上げる。私の見るところでは、この論争は、合意論の枠組みの中で扱われるとき、最も有効だからである。豊かな可能性を秘めているのかそれとも見掛け倒しなのかがまだよくわからない「合意論」の内実を明らかにする一つの手掛かりとして、この論争は興味深い。まさにこのハーバーマス・ロールズ論争は、今後、同じく合意論に属していると見られてきたこの両者が、実は全く異なる位相にあるということを明らかにしつつ、合意論の内実と枠組み、さらにその可能性を明らかにしていくことになるだろう。

本稿は、既に一昨年提出されたハーバーマスによるロールズ批判を中心に、今後の論争の展開を追う上での合意論の基本的な視点を明らかにすることを目的とする。以下、二では、ハーバーマスがロールズに与えた肯定的評価から両者の共通点を明らかにする。また三ではハーバーマスのロールズ批判を手がかりにして二人の分岐点を探る。当然、二、三でハーバーマスのロールズ評価・批判を手がかりにして導き出される両者の共通点・相違点も、またそれらに基づいて四で最終的に提出される暫定的な私の評価も、こうした私の問題設定の下で行われる、「合意論に引きつけた」ものである。

二、ハーバーマスとロールズの共通性

ここではまず、ハーバーマスのロールズに対する肯定的評価を手がかりに、ハーバーマスとロールズの共通性について探りたい。

ハーバーマスはロールズのプロジェクト自体は評価する。ロールズが反対してきたのは、功利主義・価値懐疑主義・コンテクスト主義である。それは、ハーバーマスによれば、まさにロールズにとってこれらが久しく道徳的な問いを無視するか、全ての人間に共通するという前提を否認し、一切の「真理」を相対的なものであるとして、普遍的な価値論を定立することをナンセンスだとしてきたからである。ロールズはこれらの立場に反対して、道徳的問題を真摯な学問的対象として復権する。普遍的な道徳の問題を立てることは可能だというのである。この点をハーバーマスは評価する[(2)]。つまり、ハーバーマスの見るところによれば、ロールズもハーバーマス同様、なんとかしてモデルネの「悪しき」遺産である完全な相対主義を回避して、異存在間に共有され、またこの他者同士を結びつけうる「普遍的」価値を定立するというプロジェクトに立っているのである。

しかし、当然この場合ロールズも、功利主義や価値懐疑主義、あるいはコンテクスト主義が徹底的に非難の矛先を向けているような、昔ながらの超越的価値論に戻って何らかの実体的価値を立てようというのではない。たとえば、個々の具体的な

実体的価値はやはり相対的でしかなく到底普遍化できるものではないことは、ロールズも認める。他者間に共有されうる普遍的価値を定立しようとするロールズにしても、やはり現代社会の事実としての価値的多元主義は前提とせざるをえない。それゆえ、ロールズの問題は、この必然としての「多元」主義的枠組みを受け入れ、なおその上で道徳の「普遍」性を立てる、という一見相反する困難なものとなる。

この問題を、ロールズは、道徳の実体性を排除し、徹底的に形式化することで解決しようとしてきた。すなわち多元主義に対し、功利主義・価値懐疑主義・コンテクスト主義のように相対主義を容認して道徳的問題を放棄するのではなく、道徳の問題を形式的なものに、つまり純粋に手続き主義的なものにすることで、実質としての多元的価値を受け入れるようなものにできるし、道徳的問題の合理的な解決が可能だと考えるのである[3]。したがって当然ロールズの求める普遍的道徳は、何を行為すべきか、という価値の実体を設定するものではなく、形式的で手続き的な価値のみを定立するものといえる。つまり、行為が正義の形式を満たしているものであれば「正しい」とされるのである。ロールズが求めるのは、そしてまた哲学にとって可能なのは、この正義原理という枠組みだけを決めて、当の枠の中身は各人の自律の下での自由に委ねることである。この意味でロールズの正義論は世界観的に中立であり、こうすることでロールズは価値多元性の条件をクリアしようとする。つまり$f(x)$ ＝ ‥‥‥ の x の変数が何であっても、規則 f に当てはまるならば真である、というわけである。全ての x を変数として持てる規則 f は、当然世界観的に中立であり本来普遍的に「真」である。それゆえロールズの問題は、多元主義世界において効力を持ち得る普遍的規則 f を発見することとなる。

それでは、この規則 f とは何か。当然この規則は普遍的に正当でなければならない。つまり、ここで立てられる正義原理は、いかなる価値原理に立っていても誰もが受け入れるものでなければならない。

この原理を立てるためにロールズの用いる概念戦略が「原初状態(original position)という概念戦略である。原初状態というのは、人間の仮想上の普遍的状態である。自分がどんな人なのか、地位が高いか低いか、お金があるか、健康か、学歴がないのか、そうした社会的な全ての条件が完全に自分の目から隠されていて、自分の位置が全く分からない状態である。つまり自分に関して無知のヴェールに覆われている、言ってみれば普遍化された「裸」の状態である。

概念としての「裸」の状態を出すことで普遍的問題を扱える、と彼が考えた背景には、ロールズ自身の「人間観」がある[4]。そもそもロールズにとっての人間とは、決して超越的な存在でも理念的なものでもなく、自分自身の価値観に従って、自己の置かれている状況のなかで自分にとって有利なように判断し選択し行為する存在である。換言すれば、ロールズの考える「普遍的」な人間の姿とは、あくまでも自分の視点から自分のために行為する「当事者（party)」なのである。この点で、ロールズは

自己の理論が「現実的」だという自負をもっているのだが、しかしこの一種「利己的」で合理的な当事者にしたところで、もし自分がどんな社会的位置にあるか、どんな先天的・後天的な力を持っているかが全く分からないとすれば、つまり、完全な無知のヴェールに覆われている原初状態の中にいるとすれば、何が「自分にとって」有利かは分からないはずである。もしかすると自分が「貧しい」かもしれないのに「貧しい人は食べなくてもいい」とは思えない。やはり「貧乏でも生きる権利はある」と考えるだろう。自分がそうかもしれないのだから。

こうしてロールズは、無知のヴェールに覆われた原初状態の中なら誰もが普遍的に選択するに違いない原理を二つ考えた。これはまず第一に、誰でも自由でいられるべきだ、という自由の第一原理であり、第二に、誰もが平等であるべきで、もし先天的な事由で不利な抑圧的状況にある人がいれば、その人の有利になる限りでのみ社会的不平等が認められるべきだ、という原理である[5]。個々人がどんな多元的な価値・真理を持っていても、誰にでも当てはまる原初状態を考えればどんな人も普遍的にこの二原理は受け入れるに違いない。つまり、この原理は普遍的合意を得られる、従って規制力をも持ちうる正義の原理となりうるのである。この原理は「正しい」はずである。なぜなら、結局は多元的価値の一つにしか過ぎないような何らかの超越的理念からではなく、「普遍的」当事者の自己の利害関心から導き出されたものだからであり、またそれゆえ常に合意されるに違いないものだからである。このように、自己の理論を正当化する彼の手法は二段階的である。つまりまず第一に、正義論は形式的義務であって実体的義務ではない。だからこの理論は多元的な実体を包括しうる。第二にこの正義論の普遍性は「普遍的合意」によって正当化される。なぜなら仮想された普遍としての原初状態において誰もがこの原理を選択するからである[6]。

ハーバーマスは、これらのロールズの基本的姿勢を評価し、共有している。つまり、まず前提として多元主義の現実は受け入れなければならないが、その下で相対主義的に傾くのではなく、合理的で普遍的な道徳問題の取扱いをすべきであり、また可能でもあるという点でも、また第二に、その場合の価値論が手続き主義的＝形式的なものでなければならないという点においても、第三にさらに決定的なことだが、そこで選ばれた原理が外在的な権威（超越的真理）によってではなく、当事者たちの「合意」によってのみ正当化されうるという点においても、ハーバーマスはロールズと立場を同じくするものである。そして、ハーバーマスとロールズの共通性に見られるこの三点こそ「合意論」の前提であると私は考える。つまり合意論の形式的条件である。

それでは、ハーバーマスとロールズの立場を分けるものは何か。これを、ハーバーマスのロールズ批判を通して明らかにしよう。

三、ハーバーマスのロールズ批判 ―― 合意論の争点

ハーバーマスの批判は、大きく分けると次の二点である。まず第一に、ロールズの「手続き主義」は十分に手続き的ではなく、価値的実体を組み込んでしまっている、ということ、[7] 第二に、ロールズは多元主義下で通用するための世界観的中立性にこだわるあまり、「基礎付け」と「受け容れ」の区別を曖昧にしたまま、受け容れを優先させて妥当性要求を放棄している、ということである[8]。

ロールズは、なによりもまず人間の普遍的な姿を求め、その人間観を根拠として論の構築を行ってきた。この意味でロールズの人間観を問題にすることは重要なのだが、その際実はロールズが考える人間は二重的存在である。まず第一に彼の「人間」は、先述のように「当事者」として、主観的な価値観に左右され、多元的で、自分個人の価値観＝欲を持つ存在である。しかし第二にロールズにおいてこの当事者は同時に「市民」でもなければならないとされるのである。そして、ハーバーマスが問題にするのはこの点である。

もちろん、そもそもロールズの論は人間のいわば「当事者性」というものを根拠にしたものである。つまり当事者として平等な各人の真理観・価値観が全く自由であり個々人のものであるという前提に立つからこそ、各人の真理観・価値観の内実には踏み込まないという決定、つまり、各人の合意のみを規範とし、より上位の義務を設けないという合意論の手続き主義的決定がなされたのである。この限りにおいては先述のようにハーバーマスも全く同じ立場をとる。なによりもまず「人間」とは「当事者」なのであり、この当事者性が論の前提とならなければならない。これがロールズに限らず合意論の根本的な前提である。ロールズの正義原理も、原初状態において合理的エゴイストとしての当事者の損得勘定によって選択される原理にほかならない[9]。そして、これが人間の普遍的な姿だという前提でロールズは自分の論を正当化したのである。つまり、彼の正義論が現実的でありかつ正当であるのは、この論が根拠にしている「当事者」としての人間観が現実的かつ普遍的に正当だと思われたからであった。換言すれば、ロールズの論とは、人間を合理的「当事者」として性格づけた上でのあくまでも自己の価値に導かれた当事者間の自己利益確保のための契約論なのであって、この「当時者」という人間規定に基づいて正当化されたものなのである。

しかしロールズはここに留まらない。同時に彼の「人間」は「市民」でもなければならない。つまり理性的かつ自律的に正義原理に従うことができる道徳的存在でなければならないというのである。確かに、正義原理は、その選択の局面では、道徳的「市民」によってではなく、互いに正義原理の下に立つことが自己の利益を確保する上で最も「得」である、という判断にたった合理的「当事者」によって選択された。しかし、正義原理の実現する次元では、もはや、自分が何が欲しいかがわかり、それを合理的に追求できるという当事者の能力だけでは十

分ではない。正義原理に「従う」ことができるためには、正義原理の義務論的意味を理解し、これに則って正義を追求し、他の市民の正義への関心にも適切に配慮することができるという市民の能力が不可欠だというのである。そしてこれがむしろ人間としての各人に課せられた普遍的義務となってくる[10]。結局、当事者であるというだけでは十分ではないのである。

ハーバーマスの批判はこの点に向かう。つまりなぜロールズは当事者性という一種価値自由な、つまり形式的な合意論の根拠に留まらずに、市民という実体的義務を押しつけるのか。

確かに、ロールズの「市民」はハーバーマスの指摘を待つまでもなく明らかに「当事者」のレベルを越えている。ロールズ自身、当事者と市民とのギャップは意識している。原初状態や無知のヴェールを持ち出した当初からの彼の人間観からしても、また彼の論の展開の仕方を見てもこの二つの人間の存在様態は一致するものではない。議論の順番からいえば、まず当事者が存在し、それから市民が要請されるのである。しかし、ロールズにとってはこのギャップは理論的矛盾ではない。彼にとっては、あくまでも価値自由な「当事者」が選択したということが根拠となるのであって、この当事者の選択を実現するのが「市民」という役割である以上、当事者が自己利益を追求するために「市民」として振る舞うことは矛盾ではない。「市民」はむしろ当事者の延長線上にあるというのが、彼の考えである。つまり市民としての存在様式はいわば人間の当事者性を実現するための方法概念なのであって、「市民」としてのあり方自体、当事者が選択したものなのだ。換言すれば、人間の市民性はそもそもその当事者性によって支えられている、つまり前もって裏書きされ正当化されているというわけである。

しかし実際にはロールズのなかで、むしろこの「市民」としのあり方が本来的なものとなっていく。当事者概念によって確保されるべき人間の「自律」も、こうなると単に当事者の自律意志だけでは十分ではないというふうに。つまり当事者の自律も、彼が属する社会の保証があって始めて成り立つのだから、まず前もって正しい市民として始めて当事者の自律も認められるのである。しかもこの「市民」というあり方は普遍的であって誰にでもなれる。また教育を通してそうならなければならない[11]。かくして、ロールズにおいては自由で平等な全ての市民は共通の人間理性を有しているのだから、具体的には当事者として個々何を欲し何を真だと多元的に考えようとも、共通の理性の下で自律によって「正しく」行為できるのだということになる。こうしたロールズの考えは大変興味深い。彼が「当事者」概念を用い、合意論を通して確立しようとした、人間の自己決定権は、カントの「自律」概念の影響下に、「不完全にしか自律的でない当事者」と「完全に自律的な市民」という区分の下で、「市民」こそが本来的な人間存在のあるべき姿であり、この市民の自己決定権こそが真に本来的なものであるかのように、つまり、むしろ「市民」が一種の資格概念でもあるかのように論じられていくのである。

こうしてロールズの論の中では、この「自律が完全なもので

はない当事者」と「完全な自律を持つ市民」のギャップは架橋されないまま、いつのまにか、当事者が市民の枠のなかに吸収されていってしまう。かくしてロールズは自ら論の基底に据えたはずの「当事者」性を、つまり結局は自己の理論の形式性それ自体を放棄して、具体的価値・規範を伴う「市民」という実体的道徳論議の中に陥ってしまったのだというのである。

こうしたロールズの「市民」が、理想的民主主義社会の市民であることは明らかである。ハーバーマスの考えでは、結局、この当事者と市民との（意図的な？）混同は、現実の社会と理想的社会（秩序ある社会）のそれに他ならない。換言すれば、理想的民主主義の普遍化によるものに他ならない。かくして、ロールズにおいては、理想的民主主義社会の構成員であるための義務が、人間にとっての先験的な義務となる。つまり、この理想的民主主義社会から演繹された価値秩序が個々の当事者に先立つそもそも普遍的なものとして設定されているのであり、結果として彼の論はこうした実体的諸価値の正当化の論になっているというのである。こうしてロールズは自己矛盾に陥り、当初の端緒の可能性を失ったのだとハーバーマスは見る。つまりロールズは価値的に中立な「当事者」の枠のなかに収まっていれば良かったものを「市民」なる実体的な倫理的要請を立ててしまったことで自己矛盾に陥ってしまったというのである。この自己矛盾から、最終的には「ロールズは自分とは哲学的に対立する立場に歩み寄ってしまっており、結局自分の着想の明晰さを失う」[12]ことになる。つまり、ロールズはあくまでも形式的であれという当初の合意論の枠組みを自ら壊して、一定の価値的実体を具現した「市民」という存在を人間の義務とする実体的価値論の中に踏みこんでしまったというのである。

しかしこうなると、価値的実体としての理想的社会（秩序ある社会）のモデルが前もって「理論家」＝ロールズによって設定され、これが既に原初状態における普遍的合意によって既に正当化済みのものとして演繹的に各人に受け渡されるということになる。第二の批判点、つまりロールズは「基礎付け」と「受け容れ」の区別を曖昧にしたまま、受け容れを優先させて妥当性要求を放棄している、という批判もここから出てくる。そもそもロールズが提出した正義原理は、原初状態において普遍的合意が得られるものだからこそ「正しい」とされたのだが、こうなると結局は、この正義原理を支える「重なり合う合意」の役割も、決して認知的なものではなく、道具的なものに過ぎない。つまり、この合意が、正義の理論それ自体に対する根底的な正当化を行うものではなく、すでに正当化されている理論を前提にして社会的安定化の必要条件を説明するだけのものでしかない、とハーバーマスは批判するのである[13]。ここにはもはや、個々の実際の当事者が、もう一度、その社会ないし社会の成立原理としての正義原理を新たに認識し再考しその都度正当化する余地も必要もない。しかしそれだけではない。実際には、そもそも個々の当事者には初めから選択の余地は残されていなかったのだとハーバーマスは考える。ロールズは、原初状態において当事者への情報をシステマティックに遮断して

彼らが同じ視野を取らざるをえないように強い、そのことで個々の当事者の視点の多様さをはじめからうまく捨象して原初状態における普遍的合意を創出しているにすぎないというのである[14]。つまり、ハーバーマスによれば、ロールズの「当事者」とは、論を立て正当化するためだけの普遍的理念でしかなく、実際の具体的な個々の当事者は脱落している。それゆえ、社会の成立要件である正義原理も、この普遍的「当事者」の合意によって、既に個々の当事者に求められるのは、その社会の求める規則を遵守することであり、これこそが当事者としての自律とされるのである。ここで当事者に残されているのは、自分で自分の格率を立てるという自律ではなく、市民として自らを律すること、つまり社会が要請する規則に「従う」ことでしかない。かくしてロールズにおいては自律とは市民としての自律であり、それも、ある具体的な既に成立している社会の構成員に課せられた義務としての自律となる。このようにして、カントにおいては形式的な要請にとどまっていた自律は、ロールズにおいて具体的義務を伴って実体化されていく。しかも彼はここが自己の理論の現実的な点だと自負するにさえ至るのである。

この点に、合意論の争点があることは、以上の論議からも明らかである。

しかしそれではハーバーマスの理論においては、形式性という格率は守られているのだろうか、また、個々の具体的な当事者性が確保されているのだろうか ―― つまり、合意論の枠組みは確立しているのだろうか。以下、これまでに出されたいくつかの合意論の視点を整理しながら、ハーバーマス・ロールズ論争についての暫定的視点を提出したい。

四、ハーバーマス・ロールズ論争についての暫定的視点

ハーバーマスもロールズも合意論の立場を共有するものであるというのは、両者の共通点からも明らかであった。ハーバーマスのロールズに対する肯定的評価にも現れていたように、両者の論争の共通の背景は、既に超越論的意識が挫折したこの多元主義の下では、合意のみが「真」（「合理的」・「理性的」）の正当化の基準であり、この合意論によってのみ、価値懐疑主義・相対主義に陥ること無く合理的に真理・価値の問題を取り扱うことができる、というものである。つまり、この両者のいずれにとっても、まず第一に、現在唯一可能な真理論とは、価値ないし真理の実体を規定するのではなく、価値ないし真理が成立するための形式を整える論なのであり、また第二に、その場合、先程の例で言えば、いわゆる$f(x)=$ ―・・・―のf、つまり真理の基準となる形式的規則fに妥当するのは、両者とも「合意」なのであった。

それでは両者の違いは何か。これは前節で暫定的に示した「ロールズの手続き主義は十分に手続き主義的か」というハーバーマスのロールズ批判に見られるように、合意論の形式性をいかに確保するかという問題に帰着する。私は、この点におい

てロールズとハーバーマスは合意説の分岐点に立っていると考える。

以下ではこのことを明らかにするために、合意論に二つの切り口、つまり合意のレベルの問題と当事者性の問題という視点を導入してみたい。

まずロールズの場合、合意はどのレベルで求められているのだろうか。当然、個々の価値観（goods）、信条、哲学、宗教といったような個々人の内面に関わるレベルでの合意が意図されているのではない。むしろ、その個々人の内面のレベルを干渉の暴力（「合意すべし」もその一つであろう）から守るために、つまり、個々の内的世界をあくまでも個々人の自由の領地にしておくために、最低限必要の「外面的」な社会生活上の規則を選択する、というのが、本来の基本的なロールズの決定であった。このことは、自らの「内」に対しては自分にとっての善を選択する当事者であり、「外」に対してはこの自由な社会の存続に寄与できる市民であれ、というロールズの人間観にも明らかである。従ってロールズの「合意」は、本来、あくまでも個々人の内面世界を矯正＝強制から解放するための、自由な良き社会の成立の基礎である正義原理の選択のレベルでの「合意」なのであった。

しかし、このようなロールズの目論見は困難に陥る。言ってみれば、人間の当事者性（個々の人間の内面的自由）を守るためのものであったロールズの理論の中で、実は、先述のように個々の「当事者」が普遍的「市民」に吸収・解消されていくという矛盾が起きてくるのである。すなわち合意のレベルが、個々人のレベルではなく社会の成立のレベルであるということが ―― これこそ本当は個々の当事者性を守るためのものだったのに ―― 実は反語的に個々の人間の当事者性を喪失させてしまうのである。ロールズの「合意」とは、当事者による選択の結果であるとされながらも、実際には個々の当事者に先立つものにほかならない。一見、まずもって当事者が存在し、その当事者の選択に基づいて社会が成立しているかに見えるが、実は選択し、契約されたものとしての民主主義的社会が既にその都度の個々の当事者に先立って存在している。そしてこの社会の成立根拠である正義原理に合意するのは、むしろ「市民」である社会の構成員にとっての義務となるのである。つまり、個々の当事者の当事者性を守る自由な良き社会を成立させるために、当事者はまず何よりもこの社会の構成員として、社会を成立させる要件を実現しなければならなくなる。かくして具体的諸価値をともなって義務づけられた市民としてのあり方が、人間にとって第一の、むしろ生来のものとされる。そしてそれと同時に、その市民の義務の中に当事者としての個人的な視点が埋没していく。本来自由であるはずの個人的goodsは、まず何よりも市民としてのあり方に反しないものでなければならなくなる。ある社会に属しているということは、まずその社会が要求する市民としての具体的価値の担い手であるということである。「社会」はすでに合意によって選択され正当化済みのものとされていて、もし万一、合意していない人がいる

とすれば、その人は「よそもの」であるか「病気」であるか、「犯罪者」であるかあるいは「子供」であって、合意すべく、つまり、「市民」たるべく、教育・修正されなければならない存在なのである[15]。ここにおいては、まず当事者が何を選ぶかということではなく、その社会がいかなる市民を選ぶかということが問題となってくる。それも、ロールズが念頭に置いているのは常に、「秩序ある社会」としての民主主義社会である。かくしてこの民主主義社会を普遍的、かつ万人に選択されたものとして固定し、その存続のために構成要素である市民を要請することとなる。もはやここで実際に決定権を持っているのは個々の当事者の側ではなく社会である。結局ロールズにおいては、普遍的理念としての仮想の「当事者」はいても、具体的な個々の当事者はむしろその当事者性を剥奪されているのである。これは、正当性の根拠としての合意の求められるレベルが、ロールズの場合、正当性の根拠としての合意は、例えばハーバーマスのように当事者間の「その都度の」コミュニケーションという手続きの遂行形式において存在するものではなく、実は個々の具体的な当事者から離れた、「前もって」なされた合意であったことからも明らかである。それゆえ、一度なされた（と仮想された）合意成立と共に社会が成立した後は、その社会の構成員の養成のみが社会にとっての重要問題となり、当事者は市民に解消されてしまう。そしてこの市民という価値＝義務の実体化とともに、つまり当事者性の解消とともに、形式性という格率の下での合意論は崩壊していくのである。こうなると、すなわちロールズは、合意論の条件 —— 形式的要請であること、「当事者」の合意にのみ基づくものであること —— から最終的には逸脱してしまったという根本的な疑念を晴らすことができない。

これに対し、ハーバーマスにおいては事情は少し異なっている。原初状態という決定理論によって始めから当事者の中立化を強制し、「重なりあう合意」を機能論的なものにするロールズに対し、ハーバーマスが考えているのは、「道徳的観点が、相互主観的に行われる論証の手続きに体現されていると考え[16]」るディスクルス倫理学である。つまり、コミュニケーションという具体的なその都度の手続きそれ自体に重点を置く考えなのである。そしてこの論証手続きは「理性の公共的使用という前提のもとで、確信や世界観の多元性を（ロールズのように）はじめから排除しなくても」組み込めるのだというのである[17]。このハーバーマスの自負は、まさに合意のレベルをその都度の具体的なコミュニケーション過程の中に縛りつけることで少なくとも当事者性を保てる、という見込みから生じている。そしてもしハーバーマスがこれに成功していたとすれば、それは、ハーバーマスの前提がそもそも「合意はなりたっていない」であったからに他ならない。

ロールズにおいて当事者は社会のなかの存在であったが、ハーバーマスの当事者はまず生活世界にいる。というより、個々の生活世界を持っている。そしてこの生活世界は、他の多くの人のそれと多くの部分で多かれ少なかれ重なりあいなが

ら、しかし他のどの生活世界とも必然的にずれている。例えば母国語とのアナロジーで言うと、同時代の殆どの日本人同士なら大抵は似通った日本語の言語世界を持っている。しかし全く同じ母国語のボキャブラリーを持つ人間はいない。同様に、個々の当事者の生活世界も多くは重なりあっている。しかし少しずつずれているのである。もちろん「ふだん」は相手とわかりあっていると思っているし「通じている」と思っているかもしれない。相手との確認だけのコミュニケーションをしあい、自己の生活世界の満足のなかにいることもあろう。しかしそもそもずれが根源的に存在するものである以上、完全な一致などありえない。完全な合意などありえないのである。かくして常に必然的に存在するこまかな個々の生活世界のずれという刺が、合意の非存在を際立たせる。当事者はまさに相手との合意を得ることによって、波立った自己の生活世界との和解を取り戻そうとする。こうして、合意へと続くコミュニケーションの道が出発する。この場合したがってコミュニケーションも、またその結果として得られるかもしれない合意も、当初は非常に「局地的」である。それはただ「その」当事者と「この」当事者の間のその当の問題をめぐってのものでしかない。その問題が、また他の広がりを持つものであるかどうかはまだわからない[18]。

それゆえ、合意のみを正当化の基準、つまり規則fとして認めるという同じ立場を取りながら、ハーバーマスのディスクルス倫理学での合意とは、ロールズのように前もって設定された、普遍的に違いない万人の合意ではなくて、あくまでも個々の当事者間の事実的なコミュニケーションにおけるその都度のものである。当事者は、絶えず合意の成り立っていないところから出発し、合意可能性を求めてコミュニケーションに入るのである。無論、合意は可能ではないかもしれないし、また得られた合意にしても、「間違った」ものかもしれない。しかしそれにもかかわらず、この「もしかすると間違っているかもしれないその都度の個々のコミュニケーションの中での合意」のみが唯一可能な「真理」の手続きであるとハーバーマスは考えている。つまり、真理は理論家のものではなく、当事者のその都度のコミュニケーションを離れることはないのであり、理論の要請も、手続きとしてのコミュニケーションという「形式」から逸脱することはない。

これはロールズの場合の合意とはレベルが明らかに異なっている。いつのまにか原初状態における普遍的合意が作りだされ、この過程で実は実体である理想的・民主的社会の市民の道徳率が忍び込んできていたロールズに対し、ハーバーマスにおいて求められるのは、終始一貫して「コミュニケーションによるその都度の合意のみを真理基準にせよ」である。ここには、当事者から離れた実体的価値・真理の入り込む余地はない。その当の当事者A氏とB氏との間で納得された合意事項が、仮に「外」からみれば馬鹿げたもの、つまらないもの、間違っているものであったとしても、この合意だけが、本人にとっては「本当だ」と思えることなのだ。しかし、それ以外に強制力を

もつ超越的真理を立てることが無意味だというところからそもそもポストモデルネは出発したのである。ハーバーマスの場合、この真理の内実は、ロールズにおけるように、無試験的に定められている「民主的」社会の構成要素として既に構成員に分有されているものでもない。この「正しい」民主的社会が自己の存続のために様々な一連の規則と義務とを具体化できるしそれを各人に守らせるべきだという確信はハーバーマスにはない。そうではなく、あくまでもハーバーマスにおいては、個々の当事者に、その都度の問題をその都度正当化し議論して合意を目指すという手続きが残されていなくてはならないのである。

このように、合意の内実は一切開かれているがこの合意が「その」当の当事者のもの、つまり本人のものでありまた「その都度」のものでしかない、という点に首尾一貫した形式性を見るならば、これは合意論の枠組みを取るかぎりハーバーマスの理論の長所として認めなければならない。もはやハーバーマスにおいては、「究極的基礎づけ」なるものは、いかなる形のものであれ選択されない。当事者の間のその都度の基礎付けというコミュニケーション過程だけが残されるのである。

最後に、こうした合意論の形式性という枠組みに加えて、幾つかの合意論の視点を提出したい。まず、そもそも合意論が志向していた相対主義に対する抑止力という点から検討する必要があろう。ロールズは、先述のように、前もってあらゆる人の合意が成立するような状況を考え、それが全ての人の合意が得られるものであるはずであるから正しいと考える。ここでは必ずしもその都度の個々の具体的な状況の中でのコミュニケーションは必要ではない。それどころかむしろその都度の具体的なコミュニケーションは排除されることになる。なぜなら、基本的合意はすでに成立しているはずなのであり、それ以外の内容に関わる意見の「調整」はむしろ、多元主義を認めるというロールズの前提からすれば避けるべきものだからである。従ってロールズの理論では、共同体が成り立つことができ、その共同体内で各人が自分の価値観に従って自分の利益を自由に追求できることを保証されているのであれば、そして、そのようなミニマムの互いの自由を認める規則さえ遵守すれば、あとはどんな価値を追求しようと、どんな考えを持とうと、全く当人の勝手であるし、誰もそれには（寛容の原理に抵触しないかぎり）何も言えないということになる。ロールズにおいては、正義原理という社会の原理の選択の局面では、合意は具体的な個々人を越えて普遍的な当事者によって既に先天的になされているという意味で個々人のものではなく、また実際の具体的な当事者のレベルではむしろ合意の必要性が排除されている、という二重の意味で、合意は我々の手にはない。しかしここで、つまり実際に起こってくる問題に関する議論がそもそも排除されているところで、意見の違う当事者間のコンセンサスがいかにして形成できるのか。それともはやコンセンサス自体が無意味なものとして退けられるのだろうか。これに対しハーバーマスの場合、真理の基準はあくまでも手続きとしてのコミュニ

ケーションによる合意なのであり、合意を目指すディスクルスがなければならない。当事者の間での、その都度その都度の、合意され定立された「真理」は可謬的で一時的なものでしかないとしても、またその時は必ずしも合意までは到らなかったとしても、やはり合意は可能なのである。哲学が提供できるのは、普遍的真理や理想的社会の実体的な像などではなく、その都度の合意を目指す現実のコミュニケーションを洗練させる、いわゆる議論の理論でしかない ―― これがハーバーマスの基本的な考えである。こう考えるならば、少なくとも現段階では、相対主義の抑止力という点でも、ハーバーマス理論の優位を認めなければならない。

しかしまたハーバーマスにもロールズに対するのと同様の疑問が向けられるはずである。つまり「より良きコミュニケーションをすべし」というハーバーマスの「規則f」が、はたして実体的価値の定立と無関係なままでいられるかどうか、という疑問である。コミュニケーションをするということ、そしてそのコミュニケーションの形式を洗練させるということは、コミュニケーションすべき内実を決定づけるものではない、という予想される反論は一定の説得力をもつ。しかし、ハーバーマスの合意論が真に手続き的であるためには、このコミュニケーションすべしという思想自体が含んでいる民主主義の背景を看過するべきではないだろう。この概念の背後に、ハーバーマスが、いわゆる西洋的な民主主義モデルのイデオロギーを隠蔽しているのかどうか、という問題は、今後もっと追求されなければならないと私は考えている。つまりやはりロールズの場合と同様に、形式をめざしたがゆえに出てきた概念の枠組みが実は実質化してしまっているのではないか、という問題である。これは、合意論そのものの問題でもある。真に彼の理論が価値の実体のxを含まないでいられるのか、まだハーバーマス自身ははっきりさせていない。しかしこれを解決しないと、彼の論が手続き主義的であるという合意論の前提を満たしているとは証明できないことになる。

ハーバーマスには次のような疑問も寄せられる。つまり、ハーバーマスが「真の合意」とか「理想的コミュニケーション」などという非現実的な観念を自らの理論の成立要件にすることに対する疑問である。しかし、この概念モデルが「反現実的」だとしても、必ずしも反現実的だからいけない、使う意味がない、ということはない。ハーバーマス自身が想定しているように、現実のディスクルス自体は理想的ではなくても、この中にも理想的なコミュニケーションを既にモデルとして先取りして現実のコミュニケーションを組み立てている、と考えることは現実的である。こう考えると、理想的なコミュニケーションそれ自体というのが、「ここにある」「あそこにある」というふうに「現実にあるda-sein」のではなくても、個々の現実のコミュニケーションの中に先取りされた形で「ある」と言えるのではないだろうか。そのことをコミュニケーションに参加している当事者たちは、意識的・無意識的に自分の行っているコミュニケーションの統制原理にしているのである。こう考える

ならば、これらの概念を問題にすることは重要である。

しかし、この「理想化」は別の点で危機感を抱かせる。

ハーバーマスは、「ディスクルス倫理学においては、相互主観的に遂行される論証手続きに道徳的観点が具体化されると考える。この手続きでは、当事者それぞれのパースペクティヴの限界を脱するような理想化が行われるからである[19]」と述べ、また「自由で平等な参加者が包括的で強制なき討議を行うというコミュニケーション前提があり、同時に、誰もが自分以外の全員のパースペクティヴと自己理解・世界理解に我が身を置き換えてみることが要求される。こうしてもろもろのパースペクティヴが組み合わさることで、理想的に拡大された共同パースペクティヴが構築される[20]」と述べている。しかし、こうした理想化は、個々の具体的なコミュニケーションに必要以上の負荷を負わせるものではないだろうか。つまり、コミュニケーションの中の当事者が自分自身の生活世界の地平を離れることができるしまたそれが要請されてもいる、という理論上の幻想である。もし仮にこの幻想が確信されているのであれば、ハーバーマスの合意論は自己破綻する。自らの生活世界を担い、この生活世界から存在している当事者の当事者性を離れたところに真に合意論の存在する余地はない。

両者の論争は緒に就いたばかりであるが、以上、少なくとも現段階で、合意論の問題を論じるときの枠組みと争点をある程度明確にすることができたのではないだろうか。合意論というとき、まず、「原初状態」という全ての人を取り込む〈普遍〉を人間に先だって設定し、この原初状態下での「必然的で普遍的な」合意を正義の理論の正当性の基準にしようとしたのがロールズである。他方、コミュニケーションのなかでの当事者間の「その都度の」合意のみを真理の基準として、いわばコミュニケーションという方法の〈普遍〉を確立するという形式的価値論を提出したのがハーバーマスであった。同じポストモデルネの多元主義の立場に立ち、合意論の枠組みを共有しつつも、両者は形式性の確保の問題を巡って鋭く対立する。今後この論争は、合意論自体の構造にかかわる問題を提起していくことになるのではないだろうか。

注

(1)今回の主な資料は、一昨年三月のハーバーマスの京都での発表である。先述のように、これまでにも両者が互いに関心を持ち合ってきた経緯はあるが、真に実のある論争と言えるのはここに始まったばかりであるという理由で今回はこの資料を主な手がかりにした。Jörgen Habermas, Versöhnung durch öffentlichen Vernunftgebrauch. Bemerkungen zu John Rawls' politischem Liberalismus. 1993. 於京都。この草稿でのハーバーマスのロールズ批判は、ロールズの最初のTheory of Justiceにしか当てはまらないのではないかという批判はある。しかし、私の考えでは、ハーバーマス自身も、ロールズの思想をただTheory of Justiceだ

けで批判しているわけではなく、その後のいわゆるデューイ講義という転換点を経て、一番最近のPolitical Liberalismまで、という約20年にわたるロールズの正義論の全体を視野に入れた批判である。ハーバーマスは、ロールズは、一つの転換点であったデューイ講義以降、考えを進展させたというよりは後退させているのではないか、――原初状態の問題にしても、また自分の理論自体の基礎付けの問題にしても、むしろ、最初のTheory of Justice の持っていた可能性を削減するような方向にロールズ自身は向かっている、と見ている。ロールズの思想の本質ないしポテンシャルはTheory of Justiceの中にあったと言うことができるのではないだろうか。なお、ハーバーマスの発表原稿の翻訳が『みすず』一九九三年七月号（耳野健一氏訳）に掲載されているので、参照されたい。

(2) Habermas, Versöhnung. S.1.

(3) John Rawls, A Theory of Justice, Cambridge 1971, S. 60ff.

(4) ders., Kantian Constructivism in Moral Theory-Rational and Full Autonomy, in : The Journal of Philosophy, vol.77 no. 9, S. 516ff.

(5) Theory of Justice, S. 60.

(6) ibid., S. 144f.

(7) Habermas. ibid., S. 11.

(8) ibid., S. 15f.

(9) 尤もロールズ自身はこうした人格をエゴイストと呼ぶことを拒否している。Rawls, ibid., S. 144f.

(10) ibid., S. 114-117.

(11) ders., Kantian Constructivism, S. 553.

(12) Habermas, ibid., S. 3.

(13) ibid., S. 18f.

(14) ibid., S. 12f.

(15) この傾向はカント講義になってますます強まっていると ハーバーマスは批判している。ibid., S. 15.

(16) ibid., S. 12.

(17) ibid., S. 14.

(18) 拙論「ハーバーマスの『生活世界』概念の位置づけ」、『哲学・思想論叢』第12号、一九九四年、参照。

(19) Habermas, ibid., S. 12.

(20) ibid., S. 12f. さらにハーバーマスはこうした考えをMoralbewußtsein und Kommunikatives Handeln. Ffm. 1983並びにErläuterungen zur Diskursethik, Ffm. 1992において展開している。

＊当論文は日本倫理学会第44回大会で口頭発表した原稿に加筆訂正したものである。

（いがらし・さちこ　筑波大学大学院哲学・思想研究科在学中）